

●香川県警察本部告示第4号

香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

香川県警察本部長 那 須 修

香川県警察公印規程の一部を改正する規程

香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～15 略				1～15 略			
<u>16 削除</u>				<u>16 児童手当法（昭和46年法律第73号）</u>	<u>第7条第1項及び第3項</u>	<u>児童手当の受給資格及び額の認定</u>	<u>児童手当認定通知書又は児童手当認定請求却下通知書</u> <u>児童手当支給事由消滅通知書</u>
					<u>第9条</u>	<u>児童手当の額の改定</u>	<u>児童手当額改定通知書又は児童手当改定請求却下通知書</u>
					<u>第11条</u>	<u>児童手当の支払の一時差止</u>	<u>児童手当支払差止通知書</u>
					<u>第12条第1項</u>	<u>未支払の児童手当の支払</u>	<u>未支払児童手当支給決定通知書又は未支払児童手当請求却下通知書</u>
17～36 略				17～36 略			

附 則

この規程は、令和3年3月30日から施行する。